

“見る場所”からの景観コントロール



4 立山地区から駅周辺への眺望



5 駅前商店街から駅周辺への眺望



6 ドラゴンpromナードから駅周辺への眺望



7 鍋冠山から駅周辺への眺望(望遠)

- 3) “見える場所(区画整理区域周辺)”の眺望景観コントロール

〔「地区計画」に定められた整備事項〕

地区計画としては、特に定められていない。

〔配慮が考えられる事項〕

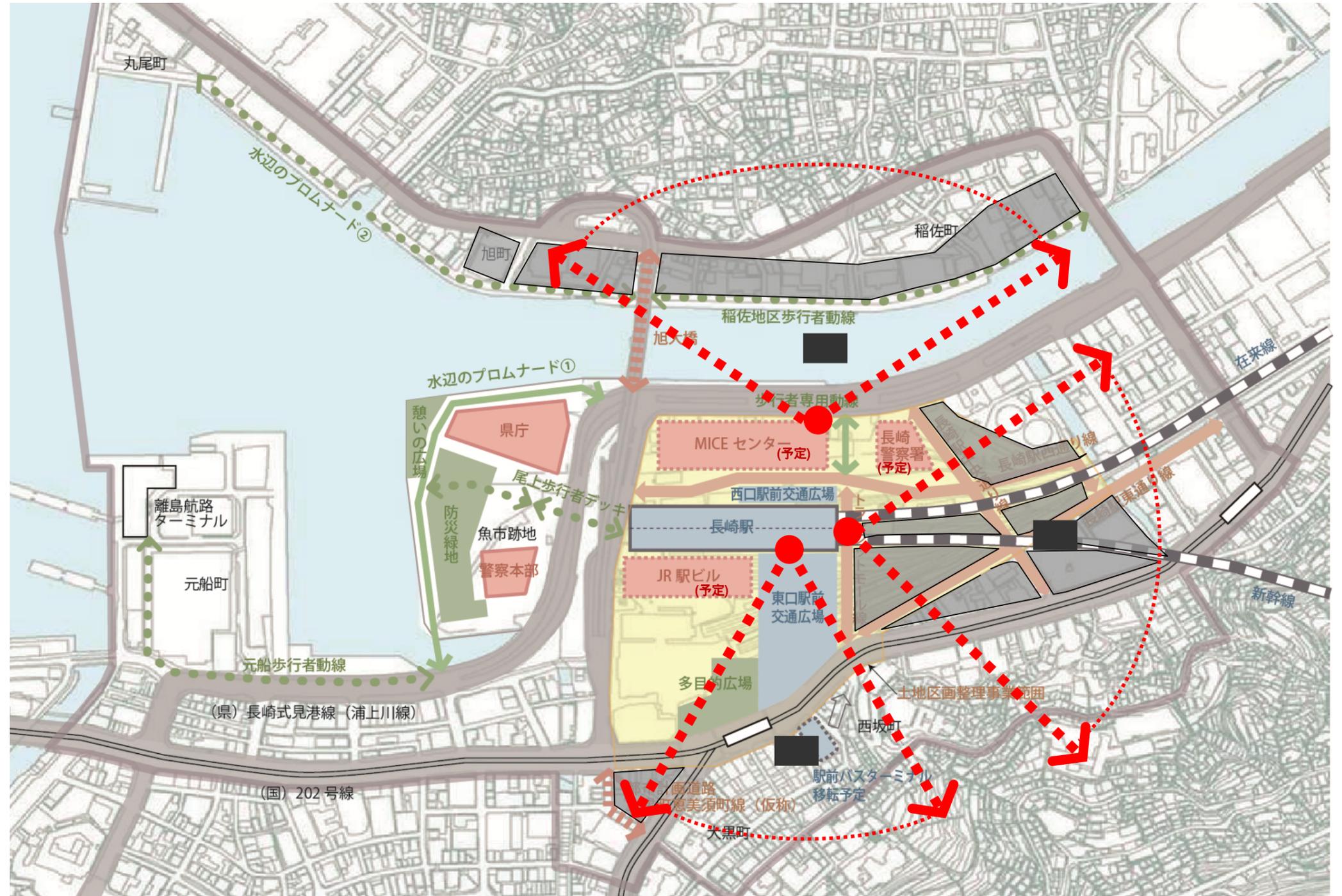
・ 駅周辺エリアの区画整理周辺部においては、次のゾーンの検討を行う。

河畔景観の魅力を高めていくために建築物の建て方などに配慮が考えられるゾーン

駅周辺ゾーンとして奇異な景観を表出させないように景観への配慮が考えられるゾーン

多目的広場と一体となって魅力的なまちなみの形成への配慮が考えられるゾーン

(駅前空間と大黒町等の既存市街地とが空間の連続性を保ち、歩行者等を誘導できるように、魅力的な街並み景観の創出に対して、配慮を検討する)



区画整理区域周辺において建築物の建て方等に配慮が考えられるゾーン

“見える場所（区画整理区域周辺）”の眺望景観コントロール



浦上川右岸側の景観



新駅舎から地区北側の景観

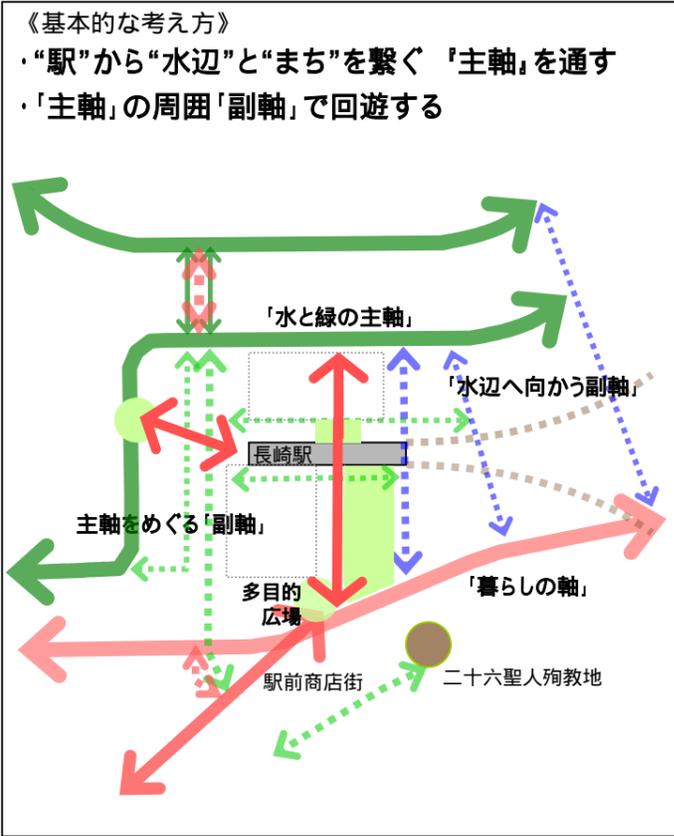


かもめ広場からの東側の景観

アプローチ-2・駅舎及び歩行空間デザインに関する一体性の確保

-1) 歩行空間の性格づけ(通りの「格」の設定)

《「地区計画」に定められた整備事項》
 地区計画においては、「土地区画整理事業による都市計画道路及び交通広場の整備と併せて、交流とにぎわいの創出及び歩行者動線の確保を図るため、多目的広場や歩行者専用道路を整備する。」ことが地区施設の整備方針として定められているが、交流とにぎわいの創出のための歩行者動線の方向性までは、特に明記されていない。



《「歩行動線(魅力あふれる歩行空間づくり)」として配慮すべき事項》

- “水辺”と“まち”を繋ぐ「主軸」**
- ・ 長崎駅中央改札・ラッチ外コンコースを中心として、東口駅前広場～多目的広場～駅前商店街へ続く動線の確保と魅力的な歩行空間の創出
 - ・ 長崎駅西口駅前広場から MICE センター(予定)敷地内を通り、浦上川筋へと繋がる動線の確保と稲佐山への眺望を取り込んだ歩行空間の創出
 - ・ 長崎駅南側と県庁とを繋ぐペDESTリアンデッキ等の歩行者動線
- 主軸をめぐる回遊性の高い「副軸」**
- ・ 港への眺望景観に配慮しつつ、長崎駅南側から、「離島ターミナル」へと至る歩行動線の確保
 - ・ “水辺”と“街”を繋ぐ「副軸」:トランジットモール線、長崎駅中央通り線等
- 民有空間内に確保を誘導すべき動線**
- ・ JR九州敷地内に長崎駅駅舎から多目的広場へと誘う建物内歩行動線の確保の誘導



- ↔ (Red) 水辺とまちを繋ぐ「主軸」
- ↔ (Green) 「水と緑の主軸」
- ↔ (Pink) 「暮らしの軸」
- ↔ (Blue) 「水辺へ向かう副軸」
- ↔ (Dotted Green) 主軸をめぐる「副軸」

2) セミパブリックスペース (敷地空間の魅力づけ)

《「地区計画」に定められた整備事項》

地区計画においては、「建築物の壁面の位置の制限」として、

壁面後退:5.0m

壁面後退:2.0m

壁面後退:1.0m

と定められている。

また、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」においては、「広告物を設置してはならない(自己用及び公益上必要なものを除く。)
A地区：垣又はさくを設置してはならない。ただし、鉄道の線路敷地内に設置するもの又は安全上、防犯上若しくは管理上やむを得ず設置するものについてはこの限りでない」と定められている。

まちづくりガイドライン抜粋「(3) 建築物の壁面の位置について」
建築物の壁面又はこれに代わる柱の面(公共歩廊(ペDESTリアンデッキ)に係るものを除く)の位置については、公共空間(歩道等)と一体となったにぎわい空間や良好な歩行者空間を確保するとともに、ゆとりとやすらぎが感じられる空間を創出するため、街区の特性に応じ、建築物の壁面の位置を後退する。
駅前広場や多目的広場、都市計画道路等の境界で、次に定める範囲については、壁面又はこれに代わる柱の面(公共歩廊(ペDESTリアンデッキ)に係るものを除く)を後退する。
ただし、公益上必要な建築物、鉄道の線路敷地に建築するものについては、適用しない。

《「セミパブリックスペース」として配慮すべき事項》

・ 地区計画に定められた「壁面後退の位置」に加えて、長崎駅周辺地区における交流とにぎわい創出のためのセミパブリックスペースの活用等について、歩行空間の性格づけに合わせて戦略的に“仕掛け”を施していくよう検討する。

(仕掛けの例)

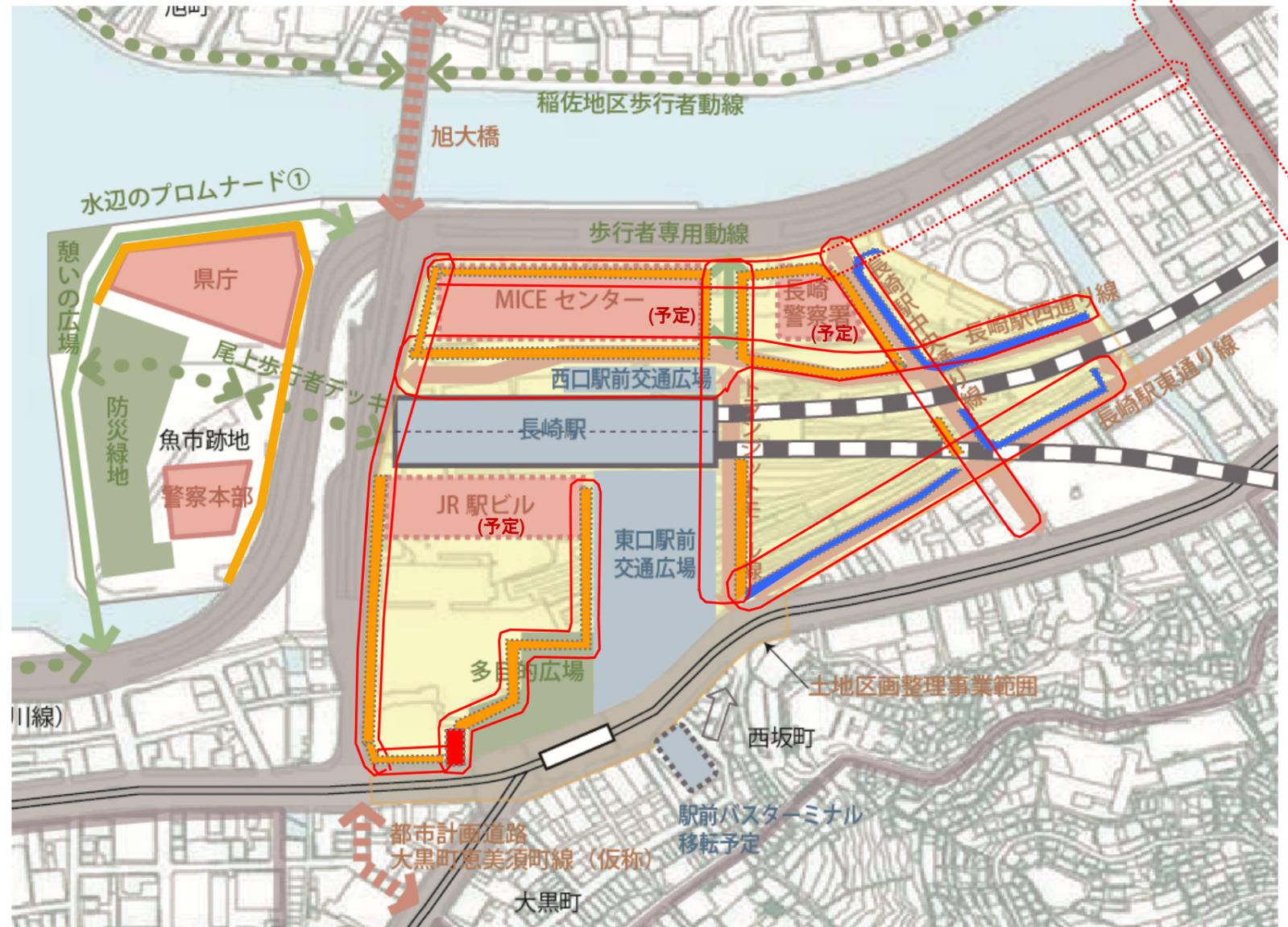
- ・ 歩道部舗装の官民一体化や、植栽の一体的な配置によるゆとり空間の創出
- ・ ウィンドウディスプレイやカフェテリア(商業系施設)等の促進や誘導による、楽しく歩ける魅力的な歩行空間の創出



事例:横浜市 (店舗と歩行空間が一体となったセミパブリックスペースの使われ方)

“セミパブリックスペース(敷地空間)”について

- ・ セミパブリックスペースとは、公共空間(道路・広場)とその沿道の民有空間の間の「半公共空間」のことであり、壁面後退等によって確保された空間をにぎわい・交流のための領域として活用・演出することをめざすものである(「敷地空間」とも呼ばれる)。
- ・ セットバックは誘導しても歩道空間の延長に使われる事例が多いが、本地区では、歩行の快適性を高める、より魅力的な空間として積極的に活用していくことが期待される。



セミパブリックスペース誘導箇所			
セットバック空間の活用を促す空間		セットバック(5.0m)	地区計画で定められた壁面後退の位置
セットバック空間の活用を誘導する空間		セットバック(2.0m)	
		セットバック(1.0m)	